

報告第 8 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率		[早期健全化基準]
実質赤字比率	— (△6. 83)	[12. 64]
連結実質赤字比率	— (△22. 35)	[17. 64]
実質公債費比率	8. 1	[25. 0]
将来負担比率	— (△14. 5)	[350. 0]

- (備考) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はない。
2 健全化判断比率欄の括弧書き内は、実質黒字額等による比率であり、負の値で表示している。

平成 26 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔